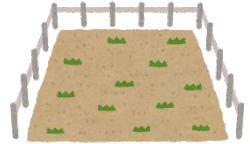


相続した田畑の管理に困っています

【相談要旨】

相続した田を耕作してもらっていた人から、高齢で続けられないと言われました。ほかに耕作してくれる人が見つからず、農機具を持っていないので自分で耕作することもできません。最低限の草刈り等の管理を行っていますが、何かよい方法はありませんか。



【回答】

相続した土地は、自分で利用するほか、貸し付けや売却する方法が考えられます。農地の貸し付けや売却は農業委員会の許可が必要となるため、まずは農地のある地域の農業委員会にご相談されることをおすすめします。

一方で、貸し付けや売却が難しい場合には、「相続土地国庫帰属制度」の利用を検討してみてはいかがでしょうか。

この制度は、相続によって宅地や田畑、森林などの土地の所有権を相続した人が、却下や不承認事由に該当しない場合は法務大臣の承認を受けて、土地を国に引き渡すことができる制度です。審査に当たっては審査手数料が必要であり、国への引き渡しに当たっては、負担金を納める必要があります。負担金は、原則として土地 1 筆 20 万円ですが、土地の種類や面積によって異なる場合があります。鳥取県内に所在する土地の場合は、鳥取地方法務局（0857-22-2139）にお問い合わせください。

【一口メモ】

相続土地国庫帰属制度は、令和 5 年 4 月に始まった制度で、令和 8 年 6 月時点で、全国で約 5,700 件の申請が行われ、2,800 件余りの土地が国庫に帰属されています。

一方で、境界が明らかなでない、土地の通常の管理を阻害するものがある、建物や工作物がある、危険な崖があるなどの理由で却下または不承認となっているものや、申請を取り下げているものもあります。

（令和 8 年 9 月 7 日 日本海新聞掲載）